



平成21年 2月
国土交通省
東北地方整備局
仙台河川国道事務所
仙台海岸出張所

岩沼市阿武隈一丁目
2-16
TEL 0223-25-5431

工事完成のご紹介

工事名「岩沼海岸寺島工区築堤工事」
施工業者 (株)上の組 / 工事検査日 平成21年2月10日

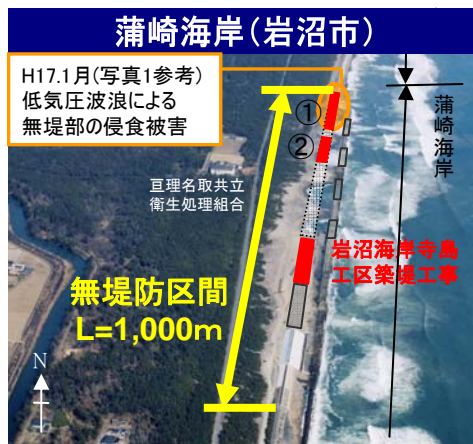


完成写真

平成21年2月10日、岩沼海岸寺島工区築堤工事が工事検査を終え、堤防約280mが完成しました。

蒲崎海岸では、過去に低気圧による越波により市道が冠水するなどの被害にありました。現在、浸水被害から背後地を守るため、無堤防区間(L=1,000m)の堤防整備を推進しております。

今回の工事の完成により、無堤防区間の解消(高波や津波などから背後地の浸水被害の防止を図ります)、そして背後地の安全度向上に向けてまた一歩前進しました!!



◆現在、蒲崎海岸で行っているその他の工事◆

- ①岩沼海岸蒲崎地区堤防工事 春山建設(株) 堤防約200m施工中。
- ②岩沼海岸蒲崎工区築堤工事 (株)橋本店 堤防約170m施工中。消波堤100m(北側約50m、南側約50m)は完成。



◆盛土作業◆

盛土作業では、土を高さ30cmごとに締め固めながら、堤防の形を作っていました。



◆被覆ブロック据付作業◆

被覆ブロック据付作業では、堤防の盛土法面に被覆ブロックを被せて、法面を防護します。



低気圧など波浪時の波の力はとても強く、消波機能の役割をしていた砂浜が無くなった海岸では、その強い波が直接当たるために、さらに大きく侵食されてしまいます。

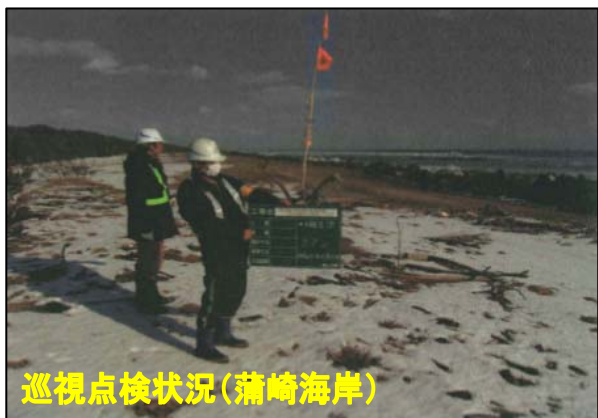
また、堤防の無い背後地では越波による冠水被害なども生じてきます。

現在行っている海岸堤防の整備や砂浜を維持・回復させることは、背後地を守るという大切な役割を持っています。



Topics

波浪による注意体制



巡視点検状況(蒲崎海岸)

平成21年1月31日(土)より波浪警報が発令され、管内の有義波高が体制基準値を超えたため、当出張所では注意体制に入りました。

波浪警報が解除され、管内の波高が基準値を下回ったので、山元海岸・蒲崎海岸(岩沼市)の巡視点検を行いました。

巡視の結果、山元海岸・蒲崎海岸共に工事現場、所管施設への被害は確認されませんでしたので、2月2日(月)11時に注意体制は無事解除されました。

波浪前後の砂浜の変化 ~ 波浪の波によって砂がどのくらい変化するのか? ~



H21年1月6日 蒲崎海岸(岩沼市)

波浪前

消波ブロックが十分埋まるくらい、薄茶色のきれいな砂がたくさん溜まっているのが分かります。



波浪後



H21年2月4日 砂が大幅に消失

波浪後

砂が大幅に消失したため、消波ブロックが露出。薄茶色の軽い砂が流されて、砂鉄分を含む重い砂が残ったために、砂浜の色は黒っぽく見えます。



現場での各体制について

仙台海岸出張所では工事現場のある岩沼市・山元町において下記の基準により3段階の体制に入り、体制に入った場合は24時間体制で待機し、注意報・警報が解除され次第早急に現場と海岸のパトロールを行います。現場の被災の有無や危険箇所がないかを確認し、安全が確認されたら体制は解除となり通常の業務へ戻ります。

低 危険度 高	注意体制	災害の発生に対して注意が必要な場合の体制	例)・震度4の地震が発生した場合 ・津波注意報が発令された場合 ・高波浪・高潮の発生する恐れのある場合
	警戒体制	非常体制に至らない災害が発生又はその恐れがある場合の体制	例)・震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合 ・津波警報が発令された場合 ・高波浪・高潮による被害の発生、または発生の恐れのある場合
	非常体制	国民の生命・財産に重大な被害を及ぼすような災害が発生又はその恐れがある場合の体制	例)・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・津波警報(オオツナミ)が発令された場合 ・高波浪・高潮により施設に重大な被害が発生、または発生の恐れのある場合

* 体制発令・体制解除については、仙台河川国道事務所HPでご覧になる事ができます。 <http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/> 仙台河川国道事務所HPのTOPページ「防災情報提供中!」より